

京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

～ P C B 廃棄物の全量適正処理をめざして～

平成 1 6 年 7 月
(平成 3 0 年 3 月変更)

京都府環境部循環型社会推進課

「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」目次

はじめに

第1章 本計画の目的及び期間

- 1 目的
- 2 期間

第2章 PCB廃棄物の現状及び処分見込量

- 1 高濃度PCB廃棄物の処分見込量
- 2 低濃度PCB廃棄物の処分見込量

第3章 PCB廃棄物の処理体制

- 1 処理体制の整備
 - (1) 高濃度PCB廃棄物の処理
 - (2) 低濃度PCB廃棄物の処理
- 2 収集運搬体制の整備
- 3 保管事業者による処理の支援

第4章 PCB廃棄物適正処理の推進方策

- 1 京都府及び京都市の役割
 - (1) PCB廃棄物の実態把握に係る施策等
 - (2) 適正処理推進のための監視、指導等
 - (3) 関係機関との連携
 - (4) 情報公開等による府民、事業者等の理解に係る方策
 - (5) PCB廃棄物処理基金の造成
- 2 保管事業者及び所有事業者の役割
- 3 収集運搬業者の役割
- 4 その他関係者の役割

第5章 その他の重要な事項

- 1 PCB使用製品を含む家電製品の処理
- 2 不法投棄未然防止対策
- 3 PCB処理計画の実施及び見直し

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、水に溶けず、化学的に安定し、電気絶縁性が良く、沸点が高い等の性質を有した工業的に合成された化合物であり、その特徴により、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油、熱媒体及び感圧紙（いわゆるノンカーボン紙）として用いられてきた。

PCBは、脂肪に溶けやすく、化学的に分解しにくいことから、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されており、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、PCBの有害性と汚染の進行が問題となり、昭和47年に製造が中止され、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律」（昭和48年法律第117号）により、製造・輸入等が原則禁止されるに至った。

しかし、これらPCBを含むトランスやコンデンサ等の電気機器（以下「PCB使用製品」という。）等が廃棄物になったものをはじめとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理体制の整備が難航したことから、事業者において長期にわたる保管を余儀なくされる中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念されるようになった。

こうしたPCB等の残留性有機汚染物質による地球規模の環境汚染を防止するため、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）が採択され、我が国は、平成14年8月に同条約に加入した。また、国は、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）を制定し、同法でPCB廃棄物の保管事業者は、平成28年7月までにその保管するPCB廃棄物を適正に処理しなければならないこと、PCB廃棄物の譲渡及び譲受を原則的に禁止すること、保管事業者及び処分事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処理状況を都道府県知事に届け出なければならないこと等が定められている。

PCB特措法の制定後、国は中間貯蔵・環境安全事業（株）（以下「JESCO」という。）を活用して高濃度PCB廃棄物（PCB濃度が5,000mg/kgを超えるPCB廃棄物をいう。以下同じ。）の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年の北九州事業をはじめ、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）においてトランスやコンデンサ等の処理が始まった。また、蛍光灯安定器等の処理も平成21年北九州事業、平成25年に北海道事業において開始された。しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による高濃度PCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年7月までの処理完了が困難な状況であった。

また、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して微量のPCBに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

こうした経緯を踏まえ、国では、PCB特措法の処理期限を平成39年3月31日まで延長するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）策定後10年が経過したことを契機に、今後のPCB廃棄物の適正処理推進策について検討した。その結果、POPs条約で定める処理期限を守り、一日も早い処理完了に向け、JESCOのPCB廃棄物処理事業所の処理能力を最大限活用し、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了期限を延長すること等について、地元地方公共団体等の承諾を得て、平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画が変更され、これまで処理体制が確立されていなかった近畿地方管内の蛍光灯安定器等の処理が平成27年度から開始されたところである。これに伴い、その変更内容を反映するため、PCB特措法第7条の規定により、平成28年3月に、「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成16年7月策定）を変更した。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況を鑑みれば、保管事業者が高濃度PCB廃棄物をJESCOに対し処分委託を行う期限である計画的処理完了期限内での処理完了は決して容易でないことから、国は、平成28年にPCB特措法を改正し、計画的処理完了期限より前の時点で処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託若しくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務づけ、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ。そして、国は、法改正に伴い、平成28年7月にPCB廃棄物処理基本計画を変更した。

このため、これらの変更内容を反映するため、PCB特措法第7条の規定により、「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成16年7月策定）を変更することとする。

第 1 章 本計画の目的及び期間

1 目的

本計画は、P C B 特措法第 7 条の規定により、国の P C B 廃棄物処理基本計画に基づき、本府内の P C B 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な P C B 廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。

2 期間

本計画の期間は、P C B 特措法において、P C B 廃棄物の処分の期限が平成 39 年 3 月 31 日までと定められていることから、平成 38 年度までとする。

なお、高濃度 P C B 廃棄物については、J E S C O の各 P C B 処理事業所における処分期間内又は特例処分期限日までに処理を行う必要がある。

第2章 PCB廃棄物及びPCB使用製品の現状及び処分見込量

PCB特措法の規制の対象となるPCB廃棄物とは、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものとされており（PCB特措法第2条第1項）、PCB廃棄物を保管し、又は処分する事業者は、毎年度末の保管状況、処分状況等を、都道府県知事（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号。以下「PCB特措法施行令」という。）第8条で規定される市にあっては、当該市長）に届け出なければならない。（PCB特措法第8条第1項）

また、PCB使用製品とは、PCB原液、PCBを含む油若しくはPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品とされており（PCB特措法第2条第3項）、PCB使用製品のうち、高濃度PCB使用製品（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品（以下「高濃度PCB使用電気工作物」という。）を除く。）を所有する事業者は、毎年度末の廃棄の見込み等を都道府県知事（PCB特措法施行令第8条で規定される市にあっては、当該市長）に届け出なければならない。（PCB特措法第8条第1項）

1 高濃度PCB廃棄物の処分見込量

平成29年3月31日現在の高濃度PCB廃棄物の保管状況については、表-1-1のとおりである。

また、平成29年3月31日現在における高濃度PCB使用製品の所有状況は、表-1-2のとおりである。

処分見込量は、現在保管している廃棄物量に今後廃棄物となる使用製品の量を加えたものであるため、高濃度PCB廃棄物の処分見込量は、表-1-3のとおりである。

2 低濃度PCB廃棄物の処分見込量

平成29年3月31日現在の低濃度PCB廃棄物（微量のPCBに汚染された廃棄物及びPCB濃度が5,000 mg/kg以下のPCB廃棄物をいう。以下同じ。）の保管状況については、表-2-1のとおりである。

一方、平成29年3月31日現在における低濃度PCB使用製品の所有状況は、表-2-2のとおりである。

また、低濃度PCB廃棄物の処分見込量は、表-2-3のとおりである。

なお、型番や製造時期が不明等により、濃度区分が不明のものについては、集計上低濃度区分としている。

表-1-1

高濃度PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	京都府(京都市除く)				京都市				合計			
	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L
変圧器(トランス)	10	22			21	77			31	99		
ネオン変圧器(ネオントランス)					2	4			2	4		
コンデンサー(3kg以上)	95	847			261	2722	7.4		356	3569	7.4	
コンデンサー(3kg未満)	22	26654		200	39	4725			61	31379		200
柱上変圧器(柱上トランス)												
蛍光灯用安定器	93	11348	139	600	244	55104	4658.5		337	66452	4797.5	600
水銀灯用安定器	19	261	226		36	1355			55	1616	226	
ナトリウム灯用安定器	2	108							2	108		
安定器(用途不明)	32	10752			2	97			34	10849		
その他PCBを含む油	5	1	1414.7		14	64	1791.9		19	65	3206.6	
変圧器油(トランス油)												
熱媒体油					1		20		1		20	
柱上変圧器油(柱上トランス油)												
コンデンサー油					2	1		4	2	1		4
感圧複写紙	2		2189.3		2		995.4		4		3184.7	
ウエス	11	2	20.3		21	35	318.6	80	32	37	338.9	80
計器用変成器												
サーミアブソーバー												
リアクトル					1	1			1	1		
放電コイル												
整流器					1	1			1	1		
その他電気機械器具	3	904			8	77	1		11	981	1	
OFケーブル												
汚泥	1		48		1			125	2		48	125
その他	5	39	8.9	200	33	639	5828.7		38	678	5837.6	200

※ PCB特措法第8条第1項に基づく届出から集計したもの

小数点第2位を四捨五入して計上。なお、表上の数量単位以外で届出されているものは、計上していない。

表-1-2

高濃度PCB使用製品の所有状況

製品の種類	京都府(京都市除く)				京都市				合計			
	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L
変圧器(トランス)					1	2			1	2		
ネオン変圧器(ネオントランス)												
コンデンサー(3kg以上)	5	6			34	170			39	176		
コンデンサー(3kg未満)	1	3			1	23			2	26		
柱上変圧器(柱上トランス)												
蛍光灯用安定器	2	20			16	4717			18	4737		
水銀灯用安定器	1	22			2	282			3	304		
ナトリウム灯用安定器												
安定器(用途不明)	1	147							1	147		
その他PCBを含む油												
変圧器油(トランス油)												
熱媒体油												
柱上変圧器油(柱上トランス油)												
コンデンサー油												
感圧複写紙												
ウエス												
計器用変成器												
サーミアブソーバー												
リアクトル												
放電コイル												
整流器												
その他電気機械器具	1	1			2	10			3	11		
OFケーブル												
汚泥												
その他												

※ PCB特措法第8条第1項に基づく届出から集計したもの

小数点第2位を四捨五入して計上。なお、表上の数量単位以外で届出されているものは、計上していない。

表-1-3

高濃度PCB廃棄物の処分見込量

廃棄物/製品の種類	京都府(京都市除く)				京都市				合計			
	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L
変圧器(トランス)	10	22			22	79			32	101		
ネオン変圧器(ネオントランス)					2	4			2	4		
コンデンサー(3kg以上)	100	853			295	2892	7.4		395	3745	7.4	
コンデンサー(3kg未満)	23	26657		200	40	4748			63	31405		200
柱上変圧器(柱上トランス)												
蛍光灯用安定器	95	11368	139	600	260	59821	4658.5		355	71189	4797.5	600
水銀灯用安定器	20	283	226		38	1637			58	1920	226	
ナトリウム灯用安定器	2	108							2	108		
安定器(用途不明)	33	10899			2	97			35	10996		
その他PCBを含む油	5	1	1414.7		14	64	1791.9		19	65	3206.6	
変圧器油(トランス油)												
熱媒体油					1		20		1		20	
柱上変圧器油(柱上トランス油)												
コンデンサー油					2	1		4	2	1		4
感圧複写紙	2		2189.3		2		995.4		4		3184.7	
ウエス	11	2	20.3		21	35	318.6	80	32	37	338.9	80
計器用変成器												
サーミアブソーバー												
リアクトル					1	1			1	1		
放電コイル												
整流器					1	1			1	1		
その他電気機械器具	4	905			10	87	1		14	992	1	
OFケーブル												
汚泥	1		48		1			125	2		48	125
その他	5	39	8.9	200	33	639	5828.7		38	678	5837.6	200

※ PCB特措法第8条第1項に基づく届出から集計したもの

小数点第2位を四捨五入して計上。なお、表上の数量単位以外で届出されているものは、計上していない。

表-2-1

低濃度PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	京都府(京都市除く)				京都市				合計			
	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L
変圧器(トランス)	147	441	29435		247	590	695	400	394	1031	30130	400
ネオン変圧器(ネオントランス)	2	5			1	4			3	9		
コンデンサー(3kg以上)	96	1644	39		140	809			236	2453	39	
コンデンサー(3kg未満)	27	1069			59	1227	20.5		86	2296	20.5	
柱上変圧器(柱上トランス)	2	3			3	65			5	68		
蛍光灯用安定器	31	5613	1828.3		112	13134	66		143	18747	1894.3	
水銀灯用安定器	7	285	330		16	130			23	415	330	
ナトリウム灯用安定器	1	76							1	76		
安定器(用途不明)	8	936			1	45			9	981		
その他PCBを含む油	19	40	6182.2	11203	38	100	18639	3752	57	140	24821.2	14955
変圧器油(トランス油)	1			9320	9	12	744.8		10	12	744.8	9320
熱媒体油					1		100		1		100	
柱上変圧器油(柱上トランス油)	3		727						3		727	
コンデンサー油												
感圧複写紙	2		2119.4		1		341.4		3		2460.8	
ウエス	17	8	2503.6		21	2	1350.4		38	10	3854	
計器用変成器	7	4	62815		2		4570		9	4	67385	
サーミアブソーバー					1		354.1		1		354.1	
リアクトル	6	103	16860		6	1	119465		12	104	136325	
放電コイル	5	1	2414.4		2		46		7	1	2460.4	
整流器	3	3	1438		4	1	9694		7	4	11132	
その他電気機械器具	77	891			85	274	41681.8		162	1165	41681.8	
OFケーブル												
汚泥	3		569.7		7	12	106321.4		10	12	106891.1	
その他	28	163	14066.4		65	9710	21238.3	118	93	9873	35304.7	118

※ PCB特措法第8条第1項に基づく届出から集計したもの

小数点第2位を四捨五入して計上。なお、表上の数量単位以外で届出されているものは、計上していない。

表-2-2

低濃度PCB使用製品の所有状況

製品の種類	京都府(京都市除く)				京都市				合計			
	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L
変圧器(トランス)	38	140			100	257			138	397		
ネオン変圧器(ネオントランス)												
コンデンサー(3kg以上)	8	54			23	40			31	94		
コンデンサー(3kg未満)	2	136			2	526			4	662		
柱上変圧器(柱上トランス)	3	13004							3	13004		
蛍光灯用安定器	1	90			14	1103	68		15	1193	68	
水銀灯用安定器					2	5			2	5		
ナトリウム灯用安定器												
安定器(用途不明)	1	8							1	8		
その他PCBを含む油												
変圧器油(トランス油)												
熱媒体油												
柱上変圧器油(柱上トランス油)												
コンデンサー油												
感圧複写紙												
ウエス					1		4000		1		4000	
計器用変成器	7	1	7230	14635	1	12			8	13	7230	14635
サーミアブソーバー												
リアクトル	4	2	39800		3	19	10000		7	21	49800	
放電コイル	1		4360						1		4360	
整流器	5	12	11400	21200					5	12	11400	21200
その他電気機械器具	16	65	1300		19	48			35	113	1300	
OFケーブル												
汚泥												
その他	1	8			3	47	126		4	55	126	

※ PCB特措法第8条第1項に基づく届出から集計したもの(低濃度PCB使用製品については、PCB廃棄物の保管事業者が、PCB特措法施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するもの)。小数点第2位を四捨五入して計上。なお、表上の数量単位以外で届出されているものは、計上していない。

表-2-3

低濃度PCB廃棄物の処分見込量

廃棄物/製品の種類	京都府(京都市除く)				京都市				合計			
	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L	事業場数	数量 台/個	重量 kg	容積 L
変圧器(トランス)	185	581	29435		347	847	695	400	532	1428	30130	400
ネオン変圧器(ネオントランス)	2	5			1	4			3	9		
コンデンサー(3kg以上)	104	1698	39		163	849			267	2547	39	
コンデンサー(3kg未満)	29	1205			61	1753	20.5		90	2958	20.5	
柱上変圧器(柱上トランス)	5	13007			3	65			8	13072		
蛍光灯用安定器	32	5703	1828.3		126	14237	134		158	19940	1962.3	
水銀灯用安定器	7	285	330		18	135			25	420	330	
ナトリウム灯用安定器	1	76							1	76		
安定器(用途不明)	9	944			1	45			10	989		
その他PCBを含む油	19	40	6182.2	11203	38	100	18639	3752	57	140	24821.2	14955
変圧器油(トランス油)	1			9320	9	12	744.8		10	12	744.8	9320
熱媒体油					1		100		1		100	
柱上変圧器油(柱上トランス油)	3		727						3		727	
コンデンサー油												
感圧複写紙	2		2119.4		1		341.4		3		2460.8	
ウエス	17	8	2503.6		22	2	5350.4		39	10	7854	
計器用変成器	14	5	70045	14635	3	12	4570		17	17	74615	14635
サーミアブソーバー					1		354.1		1		354.1	
リアクトル	10	105	56660		9	20	129465		19	125	186125	
放電コイル	6	1	6774.4		2		46		8	1	6820.4	
整流器	8	15	12838	21200	4	1	9694		12	16	22532	21200
その他電気機械器具	93	956	1300		104	322	41681.8		197	1278	42981.8	
OFケーブル												
汚泥	3		569.7		7	12	106321.4		10	12	106891.1	
その他	29	171	14066.4		68	9757	21364.3	118	97	9928	35430.7	118

※ PCB特措法第8条第1項に基づく届出から集計したもの
小数点第2位を四捨五入して計上。なお、表上の数量単位以外で届出されているものは、計上していない。

第3章 PCB廃棄物の処理体制

1 処理体制の整備

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理

高濃度PCB廃棄物の処理については、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、JESCOによる拠点的広域処理施設を活用することとされている。

本府は、平成15年2月19日に環境省に認可された大阪PCB廃棄物処理事業の対象地域であり、府内の高濃度PCB廃棄物のうち、高濃度の高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれに類する大型のPCB使用製品並びに廃PCBについては、JESCO大阪PCB処理事業所において処理が進められてきた。

しかしながら、安定器等汚染物（PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物。以下同じ。）やポリプロピレン等が使用されたコンデンサ（以下「PPコンデンサ」という。）の処理については、JESCO大阪PCB処理事業所では技術的に困難であったこと等から、平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画が改定され、JESCO大阪PCB処理事業所だけでなく、他の地域のJESCO処理事業の相互活用が可能となった。

その後、平成28年のPCB特措法の改正によって、新たに「処分期間」と「特例処分期限日」が設けられ、保管事業者は、原則、処分期間内に、その保管する高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託しなければならないとされた。

府内の高濃度PCB廃棄物を処分する施設並びにそれぞれの施設の処理対象、処分期間及び特例処分期限日等については、表-3のとおりである。

表-3

施設名	所在地	処理対象	施設能力	処分期間	特例処分期限日 (計画的処理完了期限)
JESCO 大阪PCB処 理事業所	大阪市此花 区北港白津 2丁目	滋賀県、京都府、大阪府 、兵庫県、奈良県及び和 歌山県に存する高圧トラ ンス・コンデンサ等	2ト/日 (PCB 分解量)	平成33年3月31日	平成34年3月31日
JESCO 北九州PCB 処理事業所	北九州市若 松区響町1 丁目	東京都以西31都府県に存 する安定器等・汚染物	10.4ト/ 日(安定 器等・汚 染物量)	平成33年3月31日	平成34年3月31日
JESCO 豊田PCB処 理事業所	豊田市細谷 町3丁目	岐阜県、静岡県、愛知県 及び三重県に存する高圧 トランス・コンデンサ等 及び滋賀県、京都府、大 阪府、兵庫県、奈良県及 び和歌山県に存するPP コンデンサ	1.6ト/ 日(PC B分解量)	平成34年3月31日	平成35年3月31日

(注) ・処分期間

保管事業者が、原則、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない期間。計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日とされている。

・特例処分期限日

処分期間の末日から起算して1年を経過した日。

特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を処分期間に代えて特例処分期限日までに行うことができる。

(2) 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物の処理については、廃棄物処理法第15条の4の4に基づく無害化処理認定制度の対象となっていることから、環境大臣の認定を受けた処理施設等（平成30年3月時点で35施設）で処理することとし、処理期限はPCB特措法で定める平成39年3月31日とする。

2 収集運搬体制の整備

JESCOが整備する拠点的広域処理施設を中核とした処理体制の下で、確実かつ適正な処理を円滑に進めるためには、それぞれの事業対象地域内に広く存在するPCB廃棄物の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠である。

国は、収集運搬を業として行う者及び自ら運搬を行う保管事業者（以下「収集運搬業者等」という。）による安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬を確保できるよう、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化したPCB廃棄物の収集運搬に係るガイドライン及び低濃度PCB廃棄物の収集運搬に係るガイドラインをそれぞれ平成16年3月、平成25年6月に定めた。当該ガイドラインには、PCB廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるPCB廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても定められている。

京都府及び京都市は、ガイドラインに基づき計画的な搬入、運搬経路、保管事業者への指導及び緊急時の連絡体制等について、関係自治体等で構成される広域的な協議会等において必要な調整を図り、安全かつ適正な収集運搬が行われるよう推進するものとする。

3 保管事業者による処理の支援

PCB廃棄物のうち、事業者が保管するものについては、産業廃棄物であることから、PCB特措法に基づき、事業者が自ら処理し、又はその処理を適正に委託することにより、産業廃棄物の排出事業者責任を果たすことになる。しかしながら、PCB廃棄物は長期間にわたって適正に処理する方途がなく、保管事業者が長期間の保管という負担を強いられてきた歴史にかんがみ、国及び都道府県は、PCB廃棄物処理基金を造成し、中小・零細事業者が高濃度PCB廃棄物を処分する際に要した費用の一部を補助することとしている。京都府は、平成13年度以来、毎年度拠出している。

第4章 PCB廃棄物適正処理の推進方策

PCB廃棄物の適正処理に当たっては、その性状や、長期間にわたって保管が続いてきたこと等の特殊な事情にかんがみ、次の各事項に従って推進するとともに、通常の廃棄物の処理以上に各関係者が連携して取り組むことが必要である。

1 京都府及び京都市の役割

(1) PCB廃棄物の実態把握に係る施策等

PCB特措法第5条第2項の規定により、都道府県は、PCB廃棄物の状況を把握する責務を有するとされている。これを受け、京都府は、京都市と協力して次に掲げる施策を実施し、PCB廃棄物の状況の把握に努める。

ア PCB特措法第8条第1項の規定により、毎年度、京都府知事及び京都市長にPCB廃棄物の保管等状況について届け出ている事業者は、表-1-1、表-1-2、表-2-1及び表-2-2のとおりである。これらの事業者に対しては、PCB廃棄物保管事業者が毎年度の保管状況等の届出を確実に行うよう指導する。

イ 過去に、PCB特措法第8条第1項の規定によりPCB廃棄物の保管等状況について届け出たにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、郵便、電話等により間断なく届出の継続を指導するほか、適宜、職員が当該事業場を訪問し、担当者等に直面して届出を督促するものとする。これらの指導によっても届出に応じない事業者に対しては、PCB特措法に基づき、厳正に対処する。

ウ 国や関係機関と連携し、国の定めた「PCB廃棄物等の掘り起こしマニュアル」に基づき、未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握する調査（以下「掘り起こし調査」という。）を行い、PCB廃棄物及び使用製品の未処理事業者の一覧表を作成する。当該一覧表に掲載された事業者に対しては、処理の時期を確認するとともに、処分期間内又は特例処分期限日までに処理又は廃棄が行われるよう周知するとともに、報告徴収や立入検査等により必要な指導等を行う。

エ 広報誌やホームページ等、PCB廃棄物の適正な処理について広報活動を積極的に行う。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

ア PCB廃棄物の処理を巡る安全性の確保については、PCB廃棄物の保管事業場での保管における安全性の確保、保管事業場から処理施設への収集運搬における安全性の確保及びPCB処理施設における処理の安全性の確保が必要である。

このうち、保管事業場での保管における安全性の確保については、PCB廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、各保管事業者が廃棄物及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の13に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう啓発を実施するほか、PCBの生活環境中への漏えいが懸念される事業場に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じた指導を実施する。保管施設の改善に応じない事業者等に対しては、廃棄物処理法に基づいて改善命令を発出する等、厳正に対処する。

イ PCB廃棄物が処理期限内に安全かつ確実に処理されるよう、保管事業者に対して周知、啓発を図るとともに、PCBを含有している可能性がある電気機器等を使用している事業者に対しては、できるだけ早期に代替品への転換及び早期処理を進めるよう周知、啓発する。

期限内処理が困難と見込まれる保管事業者に対しては、必要に応じてPCB特措法に基づく改善命令の発出、行政代執行等の法的な措置を含め、厳正に対処する。

ウ 収集運搬における安全性の確保については、環境省の定める「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」に基づくとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第6条の5に定める「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に沿って、収集運搬事業者等に適正な監視及び指導等を行う。

また、府内に存する高濃度PCB廃棄物がJESCO大阪PCB処理事業所、JESCO北九州PCB処理事業所及びJESCO豊田PCB処理事業所において処理されることから、当該処理施設設置自治体をはじめ、関係自治体と必要な情報の共有及び収集運搬業者等に対する指導の連携を図る。

(3) 関係機関との連携

- ア 高濃度PCB廃棄物は、JESCO大阪PCB処理事業、JESCO北九州PCB処理事業及びJESCO豊田PCB処理事業における受入計画に基づき処分期間内又は特例処分期限日までに処理を完了しなければならないこと、また、JESCOが実施する高濃度PCB廃棄物処理事業において府内の高濃度PCB廃棄物を処理すること等から、京都府は、その計画的な処理の推進に当たっては、PCB特措法に基づく各種要求事項を遵守するため、JESCOの監督庁である環境省、JESCO、当該処理施設の監督庁である大阪市、北九州市、豊田市及び当該施設に搬入する各府県市と強力に連携する必要がある。
- イ PCB使用製品等の一部については、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、経済産業省所管の各地方産業保安監督部がその使用状況を把握していることから、京都府は、将来発生すると予想されるPCB廃棄物を補足するために、中部近畿産業保安監督部と協力することが必要である。
- ウ 業務用照明器具用安定器等の電気工作物に該当しない高濃度PCB使用製品についても、国、JESCO、電気保安関係者、製造者等と協力して、PCB使用安定器廃止に向けた周知、所有事業者の掘り起こし調査を行う。
- エ 京都市内に存するPCB廃棄物の保管事業者及び収集運搬業者への指導については、京都市が行うこととなっているため、府内PCB廃棄物の計画的処理を統一的に実施するために、京都市は、京都市と協力することが必要である。
- オ これら必要な協力体制を構築する体制については、以下のとおりとする。
- (7) 環境省、中部近畿産業保安監督部、JESCO、関係自治体との情報交換及び協議の場としては、近畿ブロック産業廃棄物処理対策協議会に設置されたPCB廃棄物広域処理部会や大阪地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会、JESCO北九州PCB処理事業所への搬入対象となった東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の関係自治体から構成される広域協議会等を活用する。
- (4) 京都市との連携した施策の実施については、各々が保有する情報の共有化を進めるとともに、PCB廃棄物保管事業者への啓発及び指導の統一の実施等を図るものとする。
- カ 緊急時の対応
収集運搬時については、関係機関と連携して早急に適正な対処に当たるものとする。
処分時については、JESCOの復旧対応に協力するものとする。

(4) 情報公開等による府民、事業者等の理解に係る方策

PCB特措法第5条第3項の規定により、国、都道府県及び市町村は、PCB廃棄物の適正処理を推進するため、国民、PCB廃棄物保管事業者及びPCB製造事業者等の理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。府内においても、PCB廃棄物の保管が長期化し、その処理について不安が生じるおそれがあるため、京都府は、PCBに関する情報を積極的に提供し、また公開する必要がある。

京都府が、府民及びPCB廃棄物保管事業者に対して提供し、また、公開する情報としては、府内に存するPCB廃棄物保管事業者及びその保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等がある。

これらの情報を提供・公開するための施策として、以下のことを行うものとする。

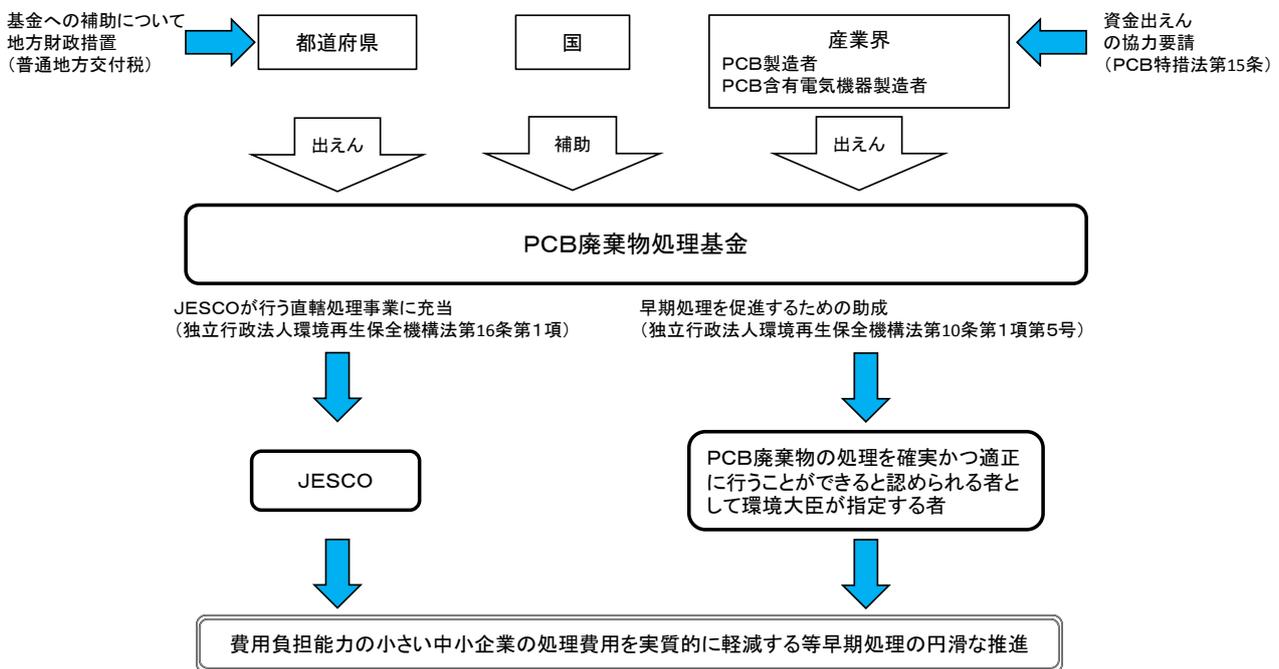
- ア 府民に対しては、広報を活用するほか、環境省、京都府、京都市、JESCO等が作成したパンフレット等を、京都府及び市町村の窓口を設置することとする。府内に存する保管事業者及びその保管状況に関する情報のうち、PCB特措法により公開が定められた情報については、京都府庁舎において文書により公開するとともに、必要に応じて、電子媒体による提供を行う。
- イ PCB廃棄物の保管事業者に対しては、必要に応じて、PCB廃棄物に関する法令の情報、JESCOによるPCB廃棄物処理事業に関する情報、PCB処理基金に関する情報等を提供する。
- ウ PCB廃棄物の適正保管に関する情報については、積極的に啓発するほか、関係団体に対し、保管事業者におけるPCB廃棄物の保管方法の適正化について指導するよう協力を要請する。

(5) PCB廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされており、PCB廃棄物についても、当然にその保管事業者の費用負担において処理されなければならない。しかしながら、PCB廃棄物は、その性状から長期間にわたって適正に処理を行う手段がなく、実質的に事業者による処理責任の履行が制限されてきた。また、PCB廃棄物の保管の長期化は、中小事業者にとっては、人的かつ経済的に大きな負担となってきたところである。このような現状にかんがみ、環境省は、平成13年度、「PCB廃棄物処理基金」を独立行政法人環境再生保全機構内に造成し、この資金をもって、JESCOのPCB廃棄物の処理事業において、中小事業者が高濃度PCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとした。

京都府は、この趣旨に賛同し、当該基金造成にかかる都道府県負担分として資金を出えんしている。PCB廃棄物処理基金の仕組みについては、図1のとおりである。

図1 PCB廃棄物処理基金の仕組み図



2 保管事業者及び所有事業者の役割

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特措法、廃棄物処理法及びPCB処理基本計画に基づき、PCB廃棄物を漏えい、飛散又は紛失することのないよう適正に保管し、高濃度PCB廃棄物については、JESCOのPCB廃棄物処理施設で処分期間内又は特例処分期限日までに、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理施設等で平成39年3月31日までに自ら処分し、又は他人に処分を委託しなければならない。保管事業者が高濃度PCB廃棄物を処分期間内に自ら処分し、又は他人に処分を委託しなかった場合、保管事業者は改善命令(PCB特措法第12条)の対象となる。改善命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(PCB特措法第33条)とされており、行政代執行(PCB特措法第13条)の対象にもなる。

保管事業者は、PCB特措法の規定に基づき、毎年度末のそのPCB廃棄物の保管及び処分の状況を、また、そのPCB廃棄物の保管場所を変更した際にあつてはそのことについて、それぞれ関係する都道府県知事(PCB特措法施行令第8条で規定される市にあつては、当該市長)に届け出なければならない(PCB特措法第8条第1項)、これらの保管及び処分状況等並びに保管場所の変更の届出に違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される(PCB特措法第34条)こととされている。

さらに、全ての高濃度PCB廃棄物又は低濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、その旨を、都道府県知事(PCB特措法施行令第8条で規定される市にあつては、当該市長)に届け出なければならない。

(PCB特措法第10条第2項)

高濃度PCB使用製品(高濃度PCB使用電気工作物を除く。)の所有事業者にあつては、PCB特措法及びPCB廃棄物処理基本計画に基づき、高濃度PCB使用製品(高濃度PCB使用電気工作物を除く。)を処分期間内に、計画的かつ適正に廃棄しなければならない。また、廃棄後は、高濃度PCB廃棄物の保管事業者として、その高濃度PCB廃棄物を適正に保管するとともに、処分期間内又は特例処分期限日までに自ら処分し、又は他人に処分を委託しなければならない。なお、高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法の枠組みを最大限活用して規制を行い、計画的処理完了期限内に処分委託を完了させることとなっている。

高濃度PCB使用製品(高濃度PCB使用電気工作物を除く。)の所有事業者は、毎年度末の廃棄の見込み等を都道府県知事(PCB特措法施行令第8条で規定される市にあつては、当該市長)に届け出なければならない(PCB特措法第8条第1項)、廃棄の見込み等の届出に違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される(PCB特措法第34条)こととされている。

さらに、全ての高濃度PCB使用製品(高濃度PCB使用電気工作物を除く。)の廃棄を終えた者は、その旨を、都道府県知事(PCB特措法施行令第8条で規定される市にあつては、当該市長)に届け出なければならない。(PCB特措法第10条第2項)

保管事業者及び所有事業者は、これら関係法令の定めを遵守するとともに、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、京都府及び市町村が実施する施策に協力しなければならない。また、PCB廃棄物の処理に対する府民の不安を払拭するため、自らの保管するPCB廃棄物及び所有するPCB使用製品の情報の公開に努めるものとする。

なお、京都府は一保管者、所有者としても、自らが保管するPCB廃棄物及び所有するPCB使用製品を計画的に率先して処理を進めるものとする。

3 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法施行令第6条の5で規定される特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の定めを遵守するとともに、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために環境省、京都府及び市町村が実施する施策に協力しなければならない。

4 その他関係者の役割

PCB廃棄物の適正な処理の推進に当たっては、行政、JESCO、保管事業者及び収集運搬事業者だけでなく、高圧コンデンサ等の機器に関して、PCBが含まれているか否か等の情報を持っているPCBを製造した者及びPCB使用機器を製造した者等多くの関係者が、連携・協力して効率的かつ計画的にPCB廃棄物の円滑な処理のために実施する施策に協力しなければならない。

第5章 その他の重要な事項

1 PCB使用製品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、エアコン及び電子レンジについては、昭和49年以前に製造されたものについては、PCBを使用した部品を含む可能性があり、市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取外しを依頼する等、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したPCBを使用した部品は、家電製品の製造者の責任の下に保管されており、PCB廃棄物として適正に処理されるものである。

2 不法投棄未然防止対策

不法投棄の未然防止のため、事業者等への周知徹底や不法投棄の監視活動に努めるものとする。

特にPCB廃棄物は工場等の建築物の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、PCB廃棄物が他の産業廃棄物に混在することのないように解体業者等に対してPCB廃棄物の適正処理について周知啓発に努めるものとする。

また、不法投棄等不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、PCB特措法等に基づき、措置命令の発出、行政代執行等の法的な措置を含め、厳正に対処するものとする。

なお、事業者の破産や廃業、不法投棄等により最終的に所有者が不明になったPCB廃棄物に関する対策のため、関係機関等との連携を強めるものとする。

3 PCB処理計画の実施及び見直し

この計画の実施に当たっては、京都府は、関係者等と連携・協力し、必要な施策に努めるものとする。

この計画に掲げられたPCB廃棄物の現状及び処分の見込量は、平成29年3月31日現在の届出状況に基づいて算定したものである。今後、PCB廃棄物の保管事業場数及び保管数量については、処分の見込量が大幅に変動した場合等には、必要に応じて、この計画の見直しを行うこととする。

なお、この計画を変更した場合には、府民及びPCB廃棄物保管事業者に周知するものとする。